|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等緊急整備事業事務取扱要領第１　「略」第２　事業計画の作成 　１　事業計画書 　　(1) 事業計画書 　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１又は３の事業を実施しようとする補助事業者の長は、別記第１号様式による高知県高性能林業機械等緊急整備事業計画書（以下「事業計画書」という。）を、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。　　　　なお、県要綱別表第１の事業区分のうち２の補助事業者の長は、事業主体と十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等の意見を聴取したうえで知事に提出するものとする。　　　　また、県要綱別表第１の事業区分のうち１又は３の事業の場合は、①の資料を、２の事業の場合は①及び②の資料を添付のうえ提出するものとする。 　　　①共通基礎資料 　　　　ア　事業費の積算基礎（カタログ、見積書等） 　　　　イ　事業主体の規約（定款） 　　　　ウ　施設等の管理運営規程 　　　　エ　機種選定の基礎、理由（特定機種を導入する場合） 　　　　オ　財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を含む決算報告書等 　　　　カ　アからオまでに揚げるもののほか、必要な資料 　　　②共同利用計画書　　　　ア　年度計画書　　　　イ　５ヶ年計画書　　(2) 事業計画書の副申 　　　　所長は、補助事業者の長から提出のあった事業計画書の内容を審査し、事業の採択基準等の全てを満たすときは、別記第２号様式により事業計画書を知事に副申するものとする。　　　２　事業計画の通知 　　　　知事は、所長から副申があった又は補助事業者の長から提出のあった事業計画書の内容を確認し、適当と認めたときは、その旨を所長又は補助事業者の長に通知するものとする。通知を受けた所長は、必要に応じて補助事業者の長に通知するものとする。第３～第３　６　「略」７　事業の完了 　　(1) 完了届 　　　　事業主体の長は、事業が完了したときは事業の完了検査を実施し、速やかに完了届（別記第７号様式）を補助事業者の長に提出するものとする。　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１又は３の事業を実施しようとしている補助事業者の長は所長に提出するものとする。なお、事業について速やかに実績報告書により完了を報告できる場合は、完了届を省略できるものとする。　　　　 　　(2) 完了届の添付書類 　　　　完了届には、事業主体が定める検査調書（任意様式）に次の書類を添付するものとする。　　 　ただし、(1) の規定により完了届を省略した場合には実績報告書に添付するものとする。　　　　①完成写真 　　　　②金額を確認することができる書類の写し　　(3) 補助事業者の完了届の処理 　　　　県要綱別表第１の事業区分２の補助事業者の長は、(1) の完了届に基づき検査等を実施し、事業の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補修又は改修等を行わせ、適正に行われたことを確認したのち速やかに事業主体の長から再度、完了届を提出させ、必要事項を追記して知事に提出するものとする。第４　「略」第５　利用効果 　１　達成状況調査報告 　　　(1)定期報告 　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１又は３の事業を実施しようとする補助事業者の長は、事業を実施した年度の翌年度から目標年度における計画の達成状況を調査し、達成状況調査報告書（別記第９号様式）により、その結果を所長に報告するものとする。報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度の7月末までに知事に報告するものとする。　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、２の事業を実施しようとする補助事業者の長は、事業を実施した年度の翌年度から目標年度における計画の達成状況を調査し、達成状況調査報告書（別記第９号様式）により、各調査年度の翌年度の7月末までにその結果を知事に報告するものとする。第５　２～第７　｢略｣第８　事業の運用について　　　事業の実施及び導入した機械の設備、規格、保守管理等については、以下に留意して行うものとする。　　（１）補助対象経費について　　　　　補助対象経費の範囲は、要綱別表第３に定める林業機械区分に記載されている機械本体及び附属機械器具購入費、機械本体及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。　　　　附属機械器具については、補助目的の効率的な遂行に必要なもののみ対象とする。ただし、予備の附属機械器具については対象としない。（例：ベースマシンのアタッチメントを効率的に取り替えるための附属機械器具は補助対象とするが、交換用のアタッチメントは補助対象としない。）（２）導入した機械の設備、規格、保守管理等ついて　　　　①導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を整えたものとする。②林業用四輪駆動ダンプトラック、林地残材搬出用車両（土砂禁ダンプ）及び林地残材搬出用車両（脱着装置付きコンテナ自動車）については、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次にかかげる基準を満たすものであること。ア　林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目をすべて満たすものであること。・四輪駆動であり、トランスミッションはＭＴであること。 ・積載量は２ｔ以上４ｔ未満であること。・排気量は4,000cc以上であること。・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。・最小回転半径は６m以下であること。・ＬＳＤ（リミテッド・スリップ・デフ）又はＬＳＤと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。・１速の総減速比（１速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160ｍｍ以上であること。・荷台は林業用に架装していること。イ　林地残材搬出用車両（土砂禁ダンプ）については、以下のいずれかの項目を満たしていること。・自動車検査証の車体形状に｢ダンプ｣、備考に｢積載物は土砂等以外のものとする｣という主旨の記載がある車両であること。・県が上記と同等の仕様と認める車両であること。ウ　林地残材搬出用車両（脱着装置付きコンテナ自動車）については、以下のいずれかの項目を満たしていること。・自動車検査証の車体形状に｢脱着装置付きコンテナ専用車｣と記載がある車両であること。・県が上記と同等の仕様と認める車両であること。エ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。・車体に法人名等が印刷されていること。・運行記録、業務日報が整備されていること。・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。 なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に一時使用　　　　　することについては妨げない。ただし、林業の用途に限る。附　　則 　１　この要領は、令和５年７月６日から施行する。 　２　この要領は、令和７年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第５及び第６の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　　則　　　この要領は、令和６年１月２９日から施行する。別紙１-２　【略】別紙２～第８号様式　【略】別紙３－２　【略】第10号様式～第13号様式　【略】 | 高知県高性能林業機械等緊急整備事業事務取扱要領第１　「略」第２　事業計画の作成 　１　事業計画書 　　(1) 事業計画書 　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１の事業を実施しようとする補助事業者の長は、別記第１号様式による高知県高性能林業機械等緊急整備事業計画書（以下「事業計画書」という。）を、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。　　　　なお、県要綱別表第１の事業区分のうち２の補助事業者の長は、事業主体と十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等の意見を聴取したうえで知事に提出するものとする。　　　　また、県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、①の資料を、２の事業の場合は①及び②の資料を添付のうえ提出するものとする。 　　　①共通基礎資料 　　　　ア　事業費の積算基礎（カタログ、見積書等） 　　　　イ　事業主体の規約（定款） 　　　　ウ　施設等の管理運営規程 　　　　エ　機種選定の基礎、理由（特定機種を導入する場合） 　　　　オ　財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を含む決算報告書等 　　　　カ　アからオまでに揚げるもののほか、必要な資料 　　　②共同利用計画書　　　　ア　年度計画書　　　　イ　５ヶ年計画書　　(2) 事業計画書の副申 　　　　所長は、補助事業者の長から提出のあった事業計画書の内容を審査し、事業の採択基準等の全てを満たすときは、別記第２号様式により事業計画書を知事に副申するものとする。　　　２　事業計画の通知 　　　　知事は、所長から副申があった又は補助事業者の長から提出のあった事業計画書の内容を確認し、適当と認めたときは、その旨を所長又は補助事業者の長に通知するものとする。通知を受けた所長は、必要に応じて補助事業者の長に通知するものとする。第３～第３　６　「略」７　事業の完了 　　(1) 完了届 　　　　事業主体の長は、事業が完了したときは事業の完了検査を実施し、速やかに完了届（別記第７号様式）を補助事業者の長に提出するものとする。　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１の事業を実施しようとしている補助事業者の長は所長に提出するものとする。なお、事業について速やかに実績報告書により完了を報告できる場合は、完了届を省略できるものとする。　　　　 　　(2) 完了届の添付書類 　　　　完了届には、事業主体が定める検査調書（任意様式）に次の書類を添付するものとする。　　 　ただし、(1) の規定により完了届を省略した場合には実績報告書に添付するものとする。　　　　①完成写真 　　　　②金額を確認することができる書類の写し　　(3) 補助事業者の完了届の処理 　　　　県要綱別表第１の事業区分２の補助事業者の長は、(1) の完了届に基づき検査等を実施し、事業の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補修又は改修等を行わせ、適正に行われたことを確認したのち速やかに事業主体の長から再度、完了届を提出させ、必要事項を追記して知事に提出するものとする。第４　「略」第５　利用効果 　１　達成状況調査報告 　　　(1)定期報告 　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１の事業を実施しようとする補助事業者の長は、事業を実施した年度の翌年度から目標年度における計画の達成状況を調査し、達成状況調査報告書（別記第９号様式）により、その結果を所長に報告するものとする。報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度の7月末までに知事に報告するものとする。　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、２の事業を実施しようとする補助事業者の長は、事業を実施した年度の翌年度から目標年度における計画の達成状況を調査し、達成状況調査報告書（別記第９号様式）により、各調査年度の翌年度の7月末までにその結果を知事に報告するものとする。第５　２～第７　｢略｣（新設）附　　則 　１　この要領は、令和５年７月６日から施行する。 　２　この要領は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第５及び第６の規定は、同日以降もなおその効力を有する。別紙１-２　【略】（新設）別紙２～第８号様式　【略】別紙３－２　【略】（新設）第10号様式～第13号様式　【略】 |